平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県枕崎市明和町270番地　市営北亀沢団地101号
債務者　駒水みどり（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１３７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野119番地３
債務者　富澤　三忠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１０号
仙台市宮城野区福室５丁目19番22号
債務者　佐々木　崇
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
宮城県多賀城市山王字南寿福寺42番地の３
債務者　菊地　正明
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
宮城県多賀城市山王字南寿福寺42番地の３
債務者　菊地あけみ
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
仙台市青葉区立町26番９―101号
債務者　川名ゆき子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
仙台市宮城野区岩切字三所北53番地の６
債務者　但木　香理（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
宮城県黒川郡富谷町一ノ関字川又山２番地87
債務者　菅原　光江
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東４丁目13番６号　αＮＥＸＴ鶴ケ谷ⅡＢ棟101
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
宮城県多賀城市城南２丁目18番11号　シェリーパークシオンＣ102
債務者　鈴木　咲子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
福島県伊達市保原町字弥生町31番地18　カーサー弥生Ａ２号
債務者　齋藤　健作
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
福島県相馬郡飯舘村小宮字萱刈庭413番地、居所福島県二本松市油井字八軒81番地　智恵子の湯
債務者　杉岡　　睦
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
茨城県水戸市酒門町2941番地の２
債務者　夏掘好晃こと　林　　寛治
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西１丁目13番12号　三光ハイツＢ棟205号
債務者　大窪　哲司
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
茨城県桜川市上城625番地３
債務者　鈴木　愛美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４１号
茨城県水戸市千波町1837番地の29
債務者　金山政雄こと　金　　政雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６３号
茨城県笠間市吉岡４番地３　深谷住宅Ａ棟
債務者　鈴木　　正
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
茨城県日立市石名坂町２丁目25番11号
債務者　吉田　早苗
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所日立支部